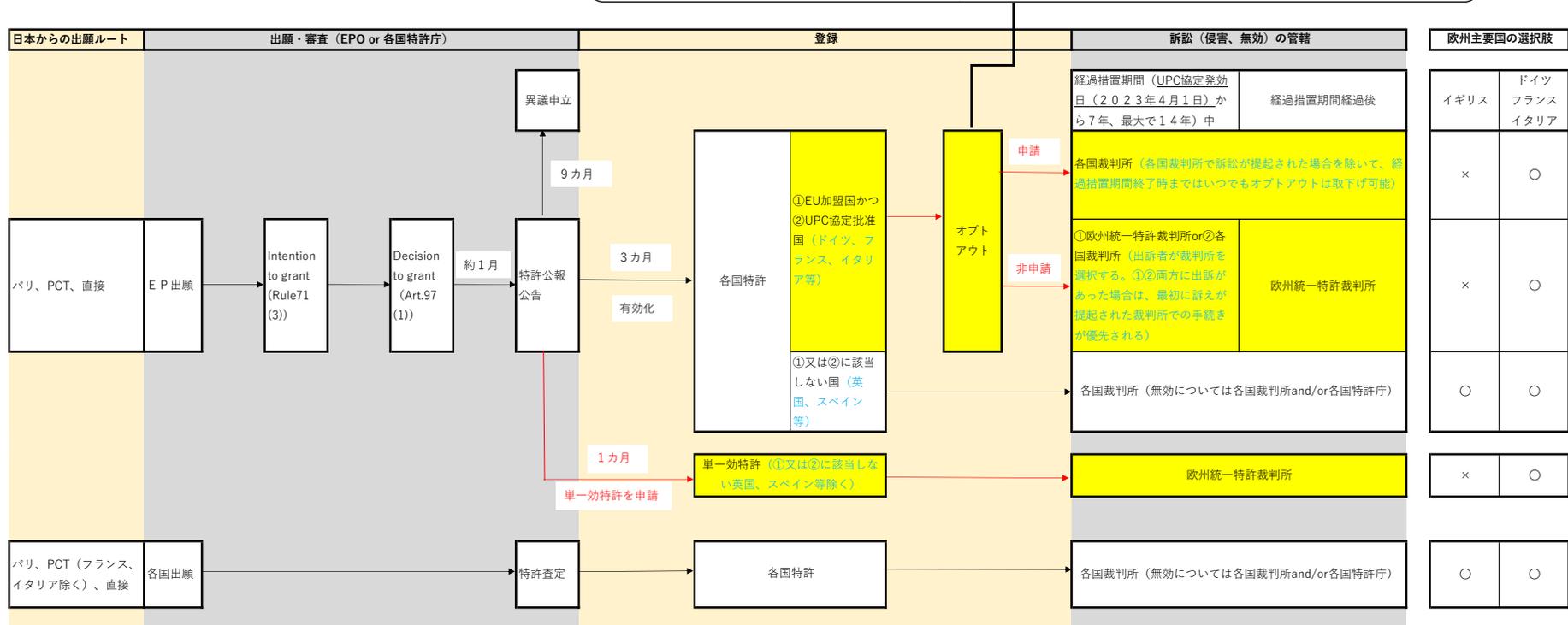


欧州単一効特許（UP）制度、統一特許裁判所（UPC）制度開始後の欧州での手続きフローチャート

下記のフローチャートにおいて背景色黄色および赤色矢印で示す部分が、UP、UPC制度開始後の新たな選択肢

- ① EP出願経由で成立した既存の各国特許については、サンライズ期間（2023年1月1日～2023年3月31日）中にオプトアウトの申請ができる。
- ②（他社から出訴されていない限り）経過措置期間であっても当該期間の終了時までオプトアウトの申請が可能である。
- ③ 申請は、EP出願単位で行う（有効化した国単位では無い）。また、共有特許の場合は、出願人全員の同意が必要である。



<参考資料>

- (1) 「欧州統一特許裁判所 (UPC) からのオプトアウトにおける留意点」 パテント 2022 Vol. 75, Vol. 6 P80-85
- (2) 弁理士会研修資料 「欧州特許実務ウェビナー「UPCサンライズ期間」」 2022年9月6日
- (3) 稲門弁理士クラブ主催研修資料 「欧州単一特許制度」 2022年7月21日
- (4) Dr.Schön, Neymeyr & Partner, "Different ways to receive a patent in Europe" 2020年2月28日資料受領